条例の構造 (修正案 ver. 7)

前文

- I 総則
 - (1) 目的
 - (2) 定義
 - (3) 条例の位置付け
 - (4) 自治の基本理念
 - (5) 自治の基本原則
 - ア 情報共有の原則
 - イ 参画の原則
 - ウ 協働の原則

Ⅱ 市民,議会<u>および</u>執行機関等の役割と責務

- 1 市民
- (1) 市民の知る権利
- (2) 市民の参画の権利
- (3) 市民の役割と責務

- 2 議会
- (1) 議会の役割と責務
- (2) 議員の役割と責務
- 3 執行機関等
- (1) 市長の役割と責務
 - (2) 執行機関の役割と責務
 - (3) 職員の責務

Ⅲ 自治運営の基本的事項

- 1 情報共有
- (1) 情報の共有
- (2) 情報公開
- (3) 個人情報の保護
- 3 協働
- (1) 協働の推進
- (2) 地域コミュニティ協議会
- (3) 市民活動団体

- 2 参画
 - (1) 地域のまちづくりへの参画
 - (2) 市政への参画
 - (3) パブリックコメント手続
 - (4) 附属機関等の委員の公募
 - (5) 住民投票
- 4 行政運営

- (5) 行政評価
- (1) 総合計画(6) 外部監査(2) 財政運営(7) 公益通報(3) 説明責任等(8) 政策法務(4) 行政手続(9) 行政組織の編成
 - (10) 危機管理体制の整備等
 - (11)(10) 国および他の地方公共団体 との連携および協力

IV 条例の見直し等

- (1) 条例の検証
- (2) 条例の見直し